



一般社団法人 電波産業会
Association of Radio
Industries and Businesses

No.852 2012年10月1日

ARIBの動き

第85回規格会議を開催

9月25日(火)に、第85回規格会議を東海大学校友会館(霞が関ビル)において開催しました。今回は、次に掲げる標準規格の改定8件、廃止2件、技術資料の改定6件、廃止1件について審議され、すべて提案のとおり決議されました。

- 1 IMT-2000 DS-CDMA and TDD-CDMA System ARIB STANDARD / ARIB Technical Report の改定について
- 2 IMT-2000 MC-CDMA System ARIB STANDARD / ARIB Technical Report の改定について
- 3 特定小電力無線局移動体検知センサー用無線設備標準規格の改定について
- 4 LTE-Advanced System ARIB STANDARD の改定について
- 5 デジタル放送に使用する番組配列情報標準規格の改定について
- 6 デジタル放送におけるデータ放送符号化方式と伝送方式標準規格の改定について
- 7 デジタル放送におけるアクセス制御方式標準規格の改定について
- 8 デジタル放送における映像符号化、音声符号化及び多重化方式標準規格の改定について
- 9 地上デジタルテレビジョン放送運用規定技術資料の改定について
- 10 BS/広帯域CS デジタル放送運用規定技術資料の改定について
- 11 セグメント連結伝送方式による地上マルチメディア放送運用規定技術資料の改定について
- 12 エリア放送運用規定技術資料の改定について
- 13 衛星デジタル音声放送の伝送方式標準規格の廃止について
- 14 衛星デジタル音声放送用受信装置標準規格(望ましい仕様)の廃止について
- 15 衛星デジタル音声放送運用規定技術資料の廃止について

10月は「受信環境クリーン月間」です

受信環境クリーン中央協議会では、例年10月1日から10月31日までの間を「受信環境クリーン月間」と定め、放送電波の受信障害の防止に向けた活動を集中的に展開しています。会員の皆様も電波障害の防止になお一層のご協力をお願いします(詳細はARIBニュース No.849 2012年9月10日を参照ください)。



第 85 回規格会議の様子

本規格会議において決議された議案の概要を以下に紹介します。

第 85 回規格会議 標準規格及び技術資料の改定及び廃止の概要

規格番号	規格名	概要
ARIB STD-T63 Ver.9.40 及び ARIB TR-T12 Ver.9.40	IMT-2000 DS-CDMA and TDD-CDMA System ARIB STANDARD / ARIB Technical Report	本標準規格及び技術資料は IMT-2000 DS-CDMA 及び TDD-CDMA システムに関するものであり、第 84 回規格会議(2012 年 7 月)において Ver.9.30 へ改定された。 今回の改定は、3GPP TSG 第 56 回会合(2012 年 6 月 スロベニア開催)までに承認されたリリース 99 からリリース 10 (LTE-Advanced 仕様は含まない。)に対応するように改定するものである。
ARIB STD-T64 Ver.6.00 及び ARIB TR-T13 Ver.6.00	IMT-2000 MC-CDMA System ARIB STANDARD / ARIB Technical Report	本標準規格及び技術資料は、IMT-2000 MC-CDMA システムに関するものであり、第 84 回規格会議(2012 年 7 月)において 2012 年 2 月までに 3GPP2 が制定した仕様及び技術資料をベースに Ver.5.90 へ改定された。 今回の改定は、2012 年 6 月までに 3GPP2 が制定した仕様及び技術資料に対応するように改定するものである。
ARIB STD-T73 1.2 版	特定小電力無線局移動 体検知センサー用無線 設備標準規格	本標準規格は、電波法施行規則第 6 条に規定される特定小電力無線局のうち、移動体検知センサー(主として移動する人又は物体の状況を把握するため、それに関する情報(対象物の存在、位置、動き、大きさ等)を高精度で取得するために使用するものであって、無線標定業務を行うものをいう。)用無線設備について規定したも

規格番号	規格名	概要
		<p>のである。</p> <p>放送法等の一部を改正する法律(平成 22 年法律第 65 号)に盛り込まれた電波法(昭和 25 年法律第 131 号)改正により小電力無線システム(免許不要局)の空中線電力の上限の見直しが行われたことを受け、総務省により同無線設備の関係規定(無線設備規則等の改正等、2012 年 3 月)が整備された。</p> <p>今回の改定は、上述の総務省における制度整備を受けて ARIB STD-T73 に必要な変更を行うものである。</p>
ARIB STD-T104 Ver.1.30	LTE-Advanced System ARIB STANDARD	<p>本標準規格は、いわゆる第 4 世代携帯電話システムである IMT-Advanced System に関する 2 つの標準規格の内の 1 つである LTE-Advanced System に関するものであり、第 84 回規格会議(2012 年 7 月)において Ver.1.20 へ改定された。</p> <p>今回の改定は、3GPP TSG 第 56 回会合(2012 年 6 月 スロベニア開催)までに承認されたリリース 10 LTE-Advanced 仕様に対応するように改定するものである。</p>
ARIB STD-B10 5.1 版	デジタル放送に使用する番組配列情報標準規格	<p>本標準規格は、デジタル放送の番組配列情報の構成、データ構造及び識別子の運用基準について規定したものである。</p> <p>今回の改定は、放送法の改正に伴う省令・告示の改正並びにアクセス制御記述子の規定を追加する告示の改正を受けて、本標準規格を省令・告示と整合するように修正すると共に、ITU-T H.264 MPEG-4 AVC の改定を反映する改定を行うものである。</p>
ARIB STD-B24 5.6 版	デジタル放送におけるデータ放送符号化方式と伝送方式標準規格	<p>本標準規格は、デジタル放送におけるデータ放送の符号化方式及び伝送方式を規定したものである。</p> <p>今回の改定は、放送通信連携サービスの一形態であるテレビ受信機と外部デバイス(スマートフォン、タブレット端末等)との簡易的な連携を実現し、放送内容に関連したコンテンツを外部デバイスで表示できるようにするため、本標準規格第二編「XML ベースのマルチメディア符号化方式」に対して新規関数の追加規定を行うものである。</p>
ARIB STD-B25 6.2 版	デジタル放送におけるアクセス制御方式標準規格	<p>本標準規格は、デジタル放送におけるアクセス制御方式について、第 1 部に受信時の制御方式である限定受信方式を規定、第 2 部に再生時の制御方式である限定再生方式を規定、第 3 部に受信時の制御方式であるコンテンツ保護方式を規定、第 4 部にセグメント連結伝送方式による地上マルチメディア放送のアクセス制御方式を規定したものである。</p> <p>今回の改定は、コンテンツ保護方式のサイマルクリプト運用に伴うアクセス制御記述子の規定を追加する告</p>

規格番号	規格名	概要
		<p>示の改正、並びに、衛星デジタル音声放送の省令・告示からの削除を受け、本標準規格が省令・告示と整合するように修正する改定を行うものである。あわせて、規定の明確化及び軽微な誤記修正を行う。</p>
<p>ARIB STD-B32 2.7 版</p>	<p>デジタル放送における映像符号化、音声符号化及び多重化方式標準規格</p>	<p>本標準規格は 3 部から構成されており、第 1 部はデジタル放送における映像信号と映像符号化方式を規定、第 2 部はデジタル放送における音声信号と音声符号化方式を規定、第 3 部はデジタル放送における伝送信号の多重化方式を規定したものである。</p> <p>今回の改定は、第 1 部については、放送法の改正に伴う省令・告示の改正を踏まえ、関係する省令・告示との整合性を確保するように修正すると共に、ITU-T H.264 MPEG-4 AVC の改定への対応のため修正するものである。</p> <p>第 2 部の改定は上記省令・告示の改正に伴う修正に加え、現状に即して記載の修正等を行うものである。</p> <p>第 3 部の改定は上記省令・告示の改正に伴う修正に加え、アクセス制御記述子の規定を追加する等の改定を行うものである。</p>
<p>ARIB TR-B14 5.0 版</p>	<p>地上デジタルテレビジョン放送運用規定技術資料</p>	<p>本技術資料は、地上デジタルテレビジョン放送の放送局での運用及び地上デジタルテレビジョン放送受信機の機能仕様をとりまとめたものである。</p> <p>今回の主な改定は、下記のとおりである。</p> <p>(1) 用語の更新（運用概要）</p> <p>(2) アクセス制御記述子導入に伴う改定 （第二編、第四編、第五編、第八編）</p> <p>(3) BML と外部デバイスとの連携機能に関する改定 （第三編）</p> <p>(4) TS 名の変更（第七編）</p>
<p>ARIB TR-B15 5.8 版</p>	<p>BS/広帯域 CS デジタル放送運用規定技術資料</p>	<p>本技術資料は、BS デジタル放送局での運用及び BS デジタル放送受信機の機能仕様、並びに、広帯域 CS デジタル放送局での運用及び BS デジタルと広帯域 CS デジタル放送の共用受信機の機能仕様に関し規定したものである。</p> <p>今回の改定は、ARIB STD-B24 の改定(外部デバイス連携のための新規関数の追加)に対応すると共に、東経 110 度 CS 放送に係る衛星基幹放送の追加認定に対応して、ネットワーク名称、service_id 一覧の改定等を行うものである。</p>
<p>ARIB TR-B33 1.5 版</p>	<p>セグメント連結伝送方式による地上マルチメディア放送運用規定技術資料</p>	<p>本技術資料は、207.5MHz 以上 222MHz 以下の周波数の電波を使用する移動体・携帯端末向け地上マルチメディア放送のうち、セグメント連結伝送方式によるもの（ISDB-Tmm 方式）の運用を規定するものである。</p> <p>今回の改定は、2012 年 4 月の開局以降の運用実績を</p>

規格番号	規格名	概要
		踏まえて、本技術資料のさらなる充実を図るために、受信機実装やコンテンツ作成の観点から現行技術資料の記載が不明確であった点をより明確にするほか、今後想定されるサービスに対応するための追加記載を行うものである。
ARIB TR-B35 1.1 版	エリア放送運用規定技術資料	本技術資料は、UHF 帯のうちホワイトスペースを使用し、1つの市区町村の一部の区域の狭小な区域における需要に応えるために行うエリア放送の運用を規定したものである。 今回の改定は、本技術資料のさらなる充実を図るために、現行の記載が不明確であった点をより明確にする変更を行うものである。
ARIB STD-B41 1.1 版 (廃止)	衛星デジタル音声放送の伝送方式標準規格	本標準規格及び技術資料は、2630MHz を超え 2655MHz 以下の周波数の電波を使用する放送衛星局及び放送局の行う超短波放送（以下、衛星デジタル音声放送という）に関するものである。
ARIB STD-B42 1.1 版 (廃止)	衛星デジタル音声放送用受信装置標準規格（望ましい仕様）	放送法等の改正により「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式」（平成 15 年総務省令第 26 号）から移行する形で「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式」（平成 23 年総務省令第 87 号）が新たに制定された。（2011 年 6 月 30 日施行）
ARIB TR-B26 1.2 版 (廃止)	衛星デジタル音声放送運用規定技術資料	これに併せて、衛星デジタル音声放送の規定が同省令から削除されたのに伴い、左記の標準規格及び運用規定を廃止するものである。

第 196 回技術委員会（放送分野）を開催

第 196 回技術委員会（放送分野）を開催しましたので、その概要をお知らせします。

- 1 日時 平成 24 年 9 月 26 日(水) 午後 2 時から 3 時 40 分まで
- 2 場所 当会第 2 会議室
- 3 議事概要
 - (1) 「ラウドネスサミット」の地方開催の結果について
 - (2) ブラジル SET2012 等の概要について
 - (3) ARIB-DVB 会合の結果について
 - (4) FoBTV イニシアチブへの対応について
 - (5) APT 準備会合(APG2015-1)及び APT 無線グループ会合(AWG-13)の結果について
 - (6) CEATEC JAPAN 2012 での ARIB の出展について

電波の利用状況の調査等に関する省令の一部を改正する
省令案に対する意見募集

【平成 24 年 9 月 14 日の総務省報道資料から】

総務省は、電波法第 26 条の 2 の規定に基づき実施している利用状況調査の周波数帯の区分を変更するため、電波の利用状況の調査等に関する省令の一部を改正する省令案について、平成 24 年 9 月 15 日（土）から同年 10 月 15 日（月）までの間、意見募集を行います。

1 概要

総務省は、平成 15 年度より、電波法第 26 条の 2 の規定に基づき、全周波数帯を 3 区分に分け、それぞれの周波数帯を概ね 3 年を周期として、本調査を実施しています（本調査の概要は、[別紙 1](#) のとおりです。）。

本件改正は、アナログテレビジョン放送の終了に係る 700MHz 帯の周波数再編に伴い、電波の監督管理の観点から周波数帯の区分を見直すものです（見直しの概要は[別紙 2](#) のとおりです。）。

なお、本調査については、電波法の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 38 号）附則第 2 項に見直しの規定があることから、総務省は、「電波の利用状況の調査の見直し案」を作成し、こちらについても、併せて意見募集を行っています。

2 意見公募要項

(1) 意見公募対象

電波の利用状況の調査等に関する省令（平成 14 年総務省令第 110 号）の一部を改正する省令案

（[別紙 3](#)：新旧対照表）

なお、別紙 3 については末尾の連絡先にて閲覧に供するとともに、総務省のホームページ（<http://www.soumu.go.jp/>）の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口〔e-Gov〕（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載します。

(2) 意見募集期限

平成 24 年 10 月 15 日（月）17 時（必着）

（郵送による提出の場合も期限内必着とします）

詳細は意見公募要領（[別紙 4](#)）を御覧ください。

3 今後の予定

寄せられた意見及び電波監理審議会への諮問・答申を踏まえ、省令の改正を行う予定です。

お知らせ

本年4月より始めました「会員だより」はおかげさまでご好評をいただいております。

会員相互のさらなる情報交流を進めるべく、記事の寄稿をお願いいたします。

下記の要領で、「会員だより」に掲載する記事をご提供いただければと存じますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

1 寄稿をお願いする情報の事例

- (1) 会社のユニークな取組みや特徴をアピールしたいとき
- (2) 活動したいテーマがあり、その活動への参加を広く会員に求めたいとき
- (3) アンケートやイベントへの参加などを広く会員に求めたいとき
- (4) 新規のサービス（製品）の発表を広く会員に情報提供したいとき
- (5) その他、ARIB ニュースを通して、ビジネスパートナーとのマッチングの機会を求めたいとき

2 寄稿の要領

図表やイラストなどを含めて1ページ（A4版）以内にまとめて頂き、「会員だより」に掲載する記事の寄稿であることを明記の上、掲載予定日の1週間前までに、事務局まで送付頂くようお願いいたします。

連絡先：一般社団法人電波産業会 企画国際部
E-mail: arib_news@arib.or.jp

編集後記

数々のドラマを生んだ今年8月の第30回ロンドンオリンピックも無事終了、日本が毎日メダルラッシュで沸いた余韻がまだ残っています。体操の内村選手も大活躍でした。

体操の演技の得点はその難度によって「A～G」ランクまで個々のスコアが決まっています。

思い出すのは1964年の第18回東京オリンピックです。このころは体操の演技で最も難度が高かったのが「C」ランクで、更に難度の高い技はウルトラCと称していました。当時、巷でも奇抜な策とかどんでん返しの技などで難しい事を達成した時等に、この体操演技のウルトラCランクの難しい技を模して「ウルトラC」という言葉が大流行し、今でも我々の世代？では標準語となってしみついています（東京オリンピックも日本の選手が大活躍してメダルをたくさんとりました）。

東京オリンピックから約半世紀で、最高難度がCランクからGランクまで上がっていました。世界中で日々の努力の賜物と思いますが、本当に感動・感心しました。（山田）



Association of Radio Industries and Businesses

ARIB NEWS
発行所

一般社団法人 電波産業会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-1 日土地ビル11F
TEL 03-5510-8590 FAX 03-3592-1103
<http://www.arib.or.jp> E-mail arib_news@arib.or.jp